

## (公社) 日本気象学会「倫理規程」(案) に対する意見募集について

(公社) 日本気象学会理事会

(社) 日本気象学会は、2013年に公益社団法人へ移行しました。これによりこれまで以上に、公益事業を推進する必要があります。公益事業を推進するためには、(公社) 日本気象学会がどのような目標・目的で活動を行っているのか、社会とどのように向き合っていくのか等に関して、基本的な考え方を社会に示す必要があります。

このため理事会では、今回新たに倫理規程を制定することといたしました。作成に際しては、理事会で作成した案について、評議員会で検討を行い、評議員の方々から多くの有益なご意見等を頂いております。頂きましたご意見等を参考に、理事会で改定案を作成し、再度評議員会で議論を行い、理事会としての最終案を取りまとめました。

この度、取りまとめた倫理規程案につきまして、「天気」誌上並びに学会ホームページに掲載し、会員の皆様のご意見、ご提案をいただくことといたしました。

### 意見募集の詳細

1. 対象：倫理規程案
2. 期間：2014年6月2日～6月30日（必着）
3. 提出方法
  - ①インターネット：学会ホームページの「倫理規程案に対する意見募集」
  - ②FAX：03-3216-4401
  - ③郵送：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-4 (公社)日本気象学会事務局

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。
4. その他
  - ①ご意見の提出にあたっては、会員番号を明記ください。
  - ②皆様からいただきましたご意見につきましては、個別に回答は致しませんが、倫理規程最終案の作成に際して参考とさせていただきます。

今後の主要なスケジュールは以下のようになります。

- ・2014年6月2日～6月30日：倫理規程案に関する意見募集。
- ・2014年9月：理事会において、倫理規程案の最終案の了承。
- ・2014年10月：倫理規程の告示。

以上

## 公益社団法人 日本気象学会 倫理規程（案）

制定 平成26年（2014年） 月 日  
（公社）日本気象学会理事会

### 前文

公益社団法人日本気象学会（以下、「学会」という。）は、気象学・大気科学に関わる関係者によって構成されている学術団体である。学会は気象学・大気科学等の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学協会等と協力して、学術及び科学技術、並びに文化の振興及び発展に寄与することを目的とし、各種の活動を行っている。

これらの活動に際し、学会並びに会員は、社会における自らの使命と責任を自覚し、法令を遵守するとともに、良識に基づいて誠実に行動しなければならない。

このため学会の基本姿勢を示す「基本認識」と、会員の活動の基本となる「行動規範」によって構成される「倫理規程」を策定する。

なお、この倫理規程は、学会を取り巻く状況の変化に対応して、適宜、理事会において必要な改訂を行う。

### 基本認識

#### （目的）

1. 学会は、気象学・大気科学等の研究や技術開発を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学協会等と協力して、学術及び科学技術、並びに文化の振興及び発展に寄与することを目的とする。

#### （目標）

2. 学会は、気象学・大気科学を取り巻く環境の変化に適切に対応し、新たな学問の創成と発展を図るとともに、その成果を継承・発展させ、人類の健康、社会の安全と安寧、そして地球環境の保全に貢献することを目指す。

#### （成果の公開・説明・発信）

3. 学会は、気象学・大気科学の研究等の活動の成果を学界や社会に広く周知するために、中立性・客観性をもって進んで公表するとともに、その意義を積極的に説明し、特色のある情報発信を行う。

#### （社会に対する責務）

4. 学会は、気象学・大気科学の発展をはかるのみならず、研究等の成果の社会への還元と、社会の要請に適った研究等の推進を図り、学術団体としての社会的な責任を果たす。

#### （社会への貢献）

5. 学会は、防災・環境等の社会的関心が高い課題の解決に学術的な立場から貢献するとともに、必要に応じて、公益法人としての中立的な立場から、一定の見解を提言等の形で外部に発信する。

#### （社会との対話）

6. 学会は、気象学・大気科学や、防災・環境に関する正しい知識を一般市民と共有するとともに、社会との建設的な対話を推進する。

#### （社会教育）

7. 学会は、行政機関や教育関連団体等と協力し、気象学・大気科学や防災・環境に関する社会のリテラシーを高めるための普及・啓発活動を推進する。

#### （科学的助言）

8. 学会は、公共の福祉に資することを目的として、社会や政策立案・決定者に対して客観的で科学的

な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(教育と人材育成)

9. 学会は、気象学・大気科学の推進をはかるため、関連する教育の推進、次世代の人材育成、専門家のための継続的能力開発活動等を行う。また、気象学・大気科学の知識をもった人材が活躍できる場を拡大するための活動を行う。さらに、研究環境の質的向上、研究交流基盤の形成と改善、男女共同参画に積極的に取り組む。

(関連諸分野との連携)

10. 学会は、地球科学や関連する諸分野との連携を深め、学際的研究を積極的に行って、新しい学問分野の創成に寄与する。

(地域社会との連携)

11. 学会は、地域社会には固有の興味深い現象やその地域にとって重要な現象があることから、地域における活動ならびに関係団体等との連携を進める。

(国際交流)

12. 学会は、国外の関連組織との国際的な連携・交流を進展させ、相互の文化を深く理解するとともに、国際学術組織の活動に積極的に参画する。

行動規範

(研究等の活動)

1. 会員は、自らの専門知識・能力等の向上に努め、研究等に励み、学術の発展に寄与する。研究等の活動においては、結果の、ねつ造・改ざん・盗用、二重投稿などの不正行為をなさず、また、前人の貢献を誠実に評価するなど、関連するすべての行動において、社会からの信頼性を確保するように努める。

(自由と人格の尊重)

2. 会員は、自らが行う活動等において、理性に基づく公平性を基礎に、不偏な態度を保ち、人種、性、年齢、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、自由と人格を尊重する。

(法令等の遵守)

3. 会員は、活動等にあたって、法令や関係規則を遵守するとともに、本倫理規程に従って行動し、学会に対する社会の信頼に応えるものとする。

(利益相反)

4. 会員は、自らが行う活動等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利害関係に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(倫理意識の研鑽)

5. 会員は、常に高い倫理意識のもとに誠実に行動するとともに、自己の倫理意識の向上を日頃から心がける。